

東大和市立図書館協議会 平成28年度第2回会議録

会議名 平成28年度第2回 東大和市立図書館協議会
開催日時 平成28年10月25日（火） 午後3時00分～午後5時00分
開催場所 東大和市立中央図書館 視聴覚室
出席者 （委員）溝江委員、上田委員、三坂委員、六馬委員、村松委員、荒川委員、
仙田委員、奥平委員、佐々木委員
（欠席者）山本委員
（事務局）小俣（社会教育部長）、當摩（中央図書館長）、宮田（管理係長）
柳原（事業係長）、野村（桜が丘図書館長）、浴（清原図書館長）

会議の公開・非公開 公開 傍聴者数 5人

会議次第 1. 開会
2. 議題
（1）平成27年度決算について
（2）清原図書館開館10周年記念事業の実施について
（3）地区館の開館日及び開館時間等の見直しについて
（4）その他
3. 閉会

会議結果及び主要発言

1. 開会

2. 平成27年度決算について

会 長： 只今から平成28年度第2回東大和市立図書館協議会を開会いたします。本日の議題は、4件でございます。

会 長： 議題「（1）平成27年度決算について」報告をお願いいたします。

事務局： 平成27年度決算についてご報告いたします。平成27年度決算の概要につきましては、市全体の状況につきまして、口頭になりますがご説明させていただきます。市の一般会計及び5つの特別会計の合計額は、全て概算で申し上げますが、歳入につきましては、527億6,686万円で、平成26年度と比べ7.1%の増となりました。市民一人当たり換算いたしますと、約61万3,000円となります。歳出につきましては、510億866万円で、平成26年度と比べ7.5%の増となり、市民一人当たり約61万3,000円となっております。図書館が属しております一般会計について申し上げますと、歳入決算額321億2,491万円で、平成26年度と比べ5.1%の増となりました。また、歳出決算額308億2,228万円で、平成26年度と比べ5.1%の増となりました。歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額に繰越明許として、翌年度へ繰り越すべき財源2,936万円を除いた実質収支額は、12億7,326万円の黒字となりました。教育費は、35億7,816万円で、一般会計歳出全体に占める割合は11.6%で、前年度よりも約2

ポイント増となりました。平成27年度の教育費の主な事業としましては、小中学校校舎外壁改修工事、災害対策用マンホールトイレ設置工事、第三中学校体育館床改修工事、指定文化財防犯防災設備整備費補助、学校給食センター新築工事等であります。図書館の決算についてですが、平成27年度の図書館の特徴的な事業としましては、2点ございまして、1点目として平成27年7月1日から立川市図書館との相互利用を開始いたしました。平成27年度中に東大和市から立川市図書館に新規登録した東大和市民は452人で、貸し出し数は4,937冊、逆に立川市から東大和市立図書館に新規登録した立川市民は218人で、貸し出し数は6,464冊でした。立川市との相互利用により、近隣市との相互利用は、東村山市、武蔵村山市に次いで3市目となっております。2点目として市民要望等に基づき、中央図書館会議室を平成27年12月から児童・生徒の長期休業期間等に合わせて、試験的に自習室として開放いたしました。平成27年12月からの土曜日、日曜日及び冬休みの期間と平成28年3月からの春休みのこの期間における休館日を除いた23日間の利用者数は延べ51人でした。また、28年度になりますが、今年度の夏休み期間も会議室の開放を試行いたしまして、定員18人のところ平均5.5人の利用者がありました。まだまだ少ない状況ではありますが、少しずつ増えてきており、今後も児童・生徒の長期休業期間等に合わせて試行を続けていきたいと考えております。それでは、資料1の1ページをご覧ください。歳入項目の一覧となっております。一番上の電子複写機の使用料は、3つの地区館を合わせた3館合計の使用料で、定例のものでございます。予算額との乖離がございまして、これは利用者が年々減少したという状況にあります。次のガス使用契約の変更に伴う過年度清算金ですが、これは平成22年度に中央図書館の空調施設の冷温水発生機の交換をいたしました。さらに平成27年度になり東京ガスとの契約内容の見直しを行った際に、ガス基本料を平成22年度まで遡って適用になるということが分かった為、平成22年度から26年度の間清算金を平成27年度に過年度清算金として、一括歳入したというものです。次の資料弁償金につきましても定例のものでございますが、図書館資料を破損または紛失等をしてしまった場合に、現物または購入現金でお返ししていただくことになっておりますので、その購入現金でいただいた分の金額となります。1ページおめくりください。2ページは歳出事業別内訳になっております。図書館には、中央図書館に管理係と事業係、あと桜が丘図書館、清原図書館の4つの事業がありますが、概要につきましては、以上となります。

会 長： ありがとうございます。次に管理係、お願いいたします。

事務局： 資料1の3ページをお開きください。中央図書館管理費の説明をさせていただきます。従来どおり同じ支出のものに関しましては、省略させていただきます。まず、1嘱託員報酬は、86万2,000円程残額が出ておりますが、嘱託員の病休等によるものです。そのため、9嘱託員費用弁償も残額が出ている

ところでは、次に11⑤（光熱水費）は、107万円程残額が出ましたが、これは、電気・ガス等の節約に努めたためです。次に11⑥施設修繕料ですが、中央図書館は、32年目に入っております。施設の老朽化により、緊急な修繕箇所が発生し、予算に不足が生じる場合があります。その場合には、補正予算、予算の流用により、対応しております。主な修繕としましては、自動ドア修繕、それからトップライト壁塗装修繕を行いました。次に12①（通信運搬費）の郵便料、電話料、通信サービス費と14電子コピー・ファクシミリ使用料の2つは、残額が出ておりますが、毎回このような残額が出ているところです。次に13（委託料）の残金は、契約差金によるものです。次に15（工事請負費）小荷物専用昇降機改修工事費については、当初予算には、計上していなかったのですが、不具合等が発生した為、補正予算により実施したものです。残額は、契約差金によるものです。簡単ではございますが、以上です。

会 長： 続いて事業係お願いいたします。

事務局： 1枚めくっていただいて、4ページの中央図書館事業費のページをご覧ください。大きくは例年と変わっていないのですけれども、残金が出たところについて簡単にご説明させていただきます。上から2つ目、対面朗読等謝礼の8の報償費ですけれども、こちらは主に視覚障害の方などを対象にした活字のまま利用できない方のための資料を制作するためのものですけれども、録音・点字図書の作成や対面朗読や個人テープの作成の謝礼になります。ここで20万円程余っておりますけれども、主な要因としては、対面朗読の需要が平成27年度は、比較的少なかったということが挙げられます。今回は3回程しか対面朗読は実施できなかったため、利用者の方の要望が無く、その分がかなりの余りとなっております。その下を見ていただきまして、額としては多くないのですけれども、11の④印刷製本費のところでも、そこにタイトルとしては合冊製本となっておりますけれども、それ以外にも印刷製本費ということで、封筒ですとか、バーコードラベルの印刷などをしております。残金が出た関係は、予算の時に徴収しました見積りよりも安い額で業者が落札したということで、残金が出ております。あと14番の使用料及び賃借料の新刊マーク・データベース使用料についてですけれども、こちらは年間使用料という形で、データベースを予約しているものと、あと従量制と言いまして使った分だけお金を払うというものがあまして、その利用が見込んでいたよりも若干少なかったということで残金が出ています。それ以外の図書等の購入につきましては、例年どおりの執行をしております。以上です。

会 長： 続いて桜が丘図書館お願いします。

事務局： 5ページをお願いしたいと思います。桜が丘図書館の事業費になります。上から進めさせていただきますと、7の臨時職員賃金。これにつきましては、桜が丘図書館が土・日・月に臨時職員を雇用しておりますので、主にその賃金になります。次に事業費関連になりますが、こちらは14番電子コピー・ファクシ

ミリの賃借料。これについては、残金が17万9,558円出ているのですが、これは契約によりまして、今回、中央と桜が丘と清原が契約を一括しております。契約が、実際は見込みより安く済んだということで、残金が出ております。その下の図書資料費になります。こちらは消耗図書の購入費が105万6,174円。これは雑誌とか、新聞とか、年度版の本を購入するのに充てております。18番の備品購入費。こちらは、書籍の購入で、398万3,508円、これを支出しております。残金については、右のとおりになります。以上でございます。

会 長： 清原図書館、お願いします。

事務局： 資料1に続きまして6ページをご覧ください。清原図書館の事業費です。構成としましては、桜が丘図書館と変わりません。7の臨時職員賃金につきましては、清原図書館は、土曜日、日曜日に基本的に臨時職員の方に来ていただいています。その他、小学生が団体で来たりとか、夏休み等の繁忙期に臨時職員の方に手伝っていただいている分の賃金でございます。それから、事業関連維持費ですけれども、こちらで言うと残額が多いのが、最後14番、使用料及び賃借料の電子コピー・ファクシミリ賃借料でございます。こちら、今、桜が丘図書館長のご説明と同様ですけれども、平成27年度から新しい機種に入れ替えたことによりまして、かなり安く契約できたということで、賃借料が安く契約でき、残額が増えたというものでございます。その他、図書資料費・消耗品費として購入しております新聞等の雑誌、それから、図書として購入しております備品図書購入費につきましては、ご覧いただいているとおりです。実績ですけれども、資料の2、行政報告書の清原図書館につきましては、574ページをご覧くださいますと、備品図書は3,305冊、逐次刊行物は、新聞5タイトル、雑誌84タイトル等で、117タイトル購入した金額ですということが、今中央・桜が丘と一緒に掲載してございます。またこのようにして、図書等を購入した結果、同じ資料2の565ページにございますけれども、年間開館日数237日で、清原図書館につきましては、個人貸出冊数は、14万51冊ございました。こちらは、平成26年に比べて968点の増ということになってございます。私の説明は以上でございます。

会 長： 以上で説明は終わりました。何かご質問等ございましたら、お願いします。

委 員： 中央図書館関連費の説明です。107万の残額の説明で、節約によるものですとご説明いただきましたけど、節約でこんなに大きな額が出るのであれば、前々もっと頑張ってもらえれば良かったかなと思います。決して小さい額ではないですから、私が思うに、このガスの関係で契約の見直し関係して単なる点けたり、消したりの節約という意味ではないのではないかと思うのですが、そのあたりはどうでしょう。

会 長： どうぞ。

事務局： 空調をなるべく消したり、電気についても事務室の消灯をまめに行うような

ことで、節約をしているところなのですからけれども、ガスの契約については未確認ですので、確認をします。

委員： 別に節約が悪いと言っているわけではないので、単なる節約でそんなに変わるかなということで質問なのです。

会長： はい、どうぞ。

事務局： 只今の節約のところなのですからけれども、まずガスの見直しについては、これは特には、直接関わりは無い部分なのですが、ガス・電気・水道、すべて光熱費まとめてみた中で、結果的に、この金額が不用額という形で残ったということで、突き詰めて考えていきますと、日頃から図書館の蛍光灯少し抑えさせていただいたりですとか、水回りのところ調整させていただいたりなどしておりますので、そういったことからトータルとしてこの金額が今回、減に出来たというところなのです。

委員： わかりました。ご苦労様です。

3. 清原図書館開館10周年記念事業の実施について

会長： 他にご質問ございませんか。それでは無いようですので、議題「(1) 平成27年度決算について」の報告は、終了いたします。引き続きまして、議題「(2) 清原図書館開館10周年記念事業の実施について」、説明をお願いいたします。

事務局： 議題の「(2) 清原図書館開館10周年記念事業の実施について」であります。お陰様をもちまして、清原図書館は、平成19年1月19日に開館いたしました。この度、開館10周年となりますことから、ささやかですが記念事業を企画いたしました。清原図書館から事業の概要についてご説明させていただきます。

事務局： 資料の3をご覧ください。清原図書館開館10周年記念事業につきまして、概要をご説明申し上げます。今、お話ありましたとおり、来年の1月19日をもちまして、開館してから10年目を迎えることになりました。今までたくさんのお客様にご利用いただきましたことから、図書館を育ててくださった皆様方と10周年を祝うと共に、まだ図書館をご利用でない方へのPRを兼ねて、今後の活動の為、記念事業を行いたいと考えました。1月19日が開館日ということですので、平成28年の12月から来年の29年の1月の末ぐらいまでを実施期間としまして、こちらにございます事業を展開していきたいと思っております。まず個別事業の1として、利用者の皆様から何かお祝いのメッセージ等がありましたら、お預かりして、館内に掲示をしたいと考えております。特に言葉によるメッセージが無い方には、折り紙を折っていただいたり、お子様には塗り絵を塗っていただいたりして、館内装飾としてお祝いムードを盛り上げるという意味で掲示をしたいと考えてございます。次に事業の2番目として、「本の福袋」ということで、図書館員が何か様々なテーマを設けまして、そのテーマに沿った本を数冊選んで、パックにしまして、中身が分からない状態で、利用者の皆さんに、そのテーマと大体の対象年齢を記しておきまして、

お選びいただき帰っていただきます。普段は手に取らない本と思いがけない出会いがあるといいなあということで実施したいと考えております。これは時期といたしましては、年末年始で貸し出しの期間が延びる12月14日から25日までの8日間を実施期間としたいと考えております。続きまして3番目は、小学生対象の事業で、「うまべえをさがせ」ということで、東大和市の観光キャラクターである「うまべえ」というのがいますけれども、図書館の児童書のコーナーの書架配置を問題として、いろいろヒントを出しまして、そのヒントの正解の場所に行くと、「うまべえ」を記したマークというか、シールが貼ってありまして、そこに「あ」とか「い」とか書いてありまして、そのキーワードを繋げると、何か言葉になるよといったスタンプ・ラリー的な意味合いと、それから、図書館には、いろいろな本があるということを知っていただくような事業になればいいなあということで、冬休みの期間12月22日から1月8日まで実施したいと考えております。参加賞として、「うまべえ」のイラストの入った葉を作りましたので、そちらをプレゼントしたいと考えてございます。次4番目の事業としては、感謝状の贈呈ということで、ミニ感謝状といったようなものなのですが、図書館システムで、ある方が登録してから今までに何冊貸し出したかという数字が見えるようになっております。本のタイトルは、プライバシーの関係等、容量の関係で、全部消えてしまうのですが、冊数だけ残りますので、そういったものを、今までたくさんご利用いただきありがとうございますということで、ご希望の方には、その場で記してお渡しするといったようなことを、年明け1月5日から1月29日まで実施したいと考えてございます。次に5番目の事業として、小学生以下を対象とした「ぬいぐるみお泊り会」を実施したいと考えております。幼い子どもたちに、図書館を身近に感じてもらうことを目的といたしまして、お子さんの大好きなぬいぐるみを図書館で、2泊3日位お預かりしまして、その間、ぬいぐるみは、お子さんたちに代わって、図書館の中を探検したり、図書館のお仕事を手伝ってくれたりしているよということで、そういった設定を設けまして、その働いていただいている「ぬいぐるみたち」の様子を写真に撮って、迎えに来たお子さんに渡すということを考えてございます。実施時期につきましては、資料の裏側に提示してございますが、1月19日、丁度、開館記念日が第3木曜日なのですが、それを挟んだ1月18日から20日までお預かりしまして、行いたいと思います。1月18日にお預かりする際に、ちょっとしたミニおはなし会的なことをやろうかなと考えておまして、その時に、産業振興課から「うまべえ」の本物に来てもらいまして、「うまべえ」も大きなぬいぐるみですので、そういったセレモニー的に、大事なお人形やぬいぐるみをお預かりして、探検するよというムードを盛り上げて行いたいと考えてございます。最後6番目でございますが、大人のためのおはなし会を行おうと考えております。普段は、定例で子ども向けに図書館事業としておはなし会を行っておりますけれども、今

回は、概ね中学生以上の大人の方に対して、おはなし、本を見ないで語る素話、ストーリーテリングといったようなものだけのプログラムということで、1月最後29日の日曜日に、図書館の現職員、元職員による、おはなし会を開催する予定で考えております。以上のようなささやかなことばかりではございますけれども、計画してございますので、よろしければ皆様もお越しいただければ幸いです。以上でございます。

会 長： ありがとうございます。説明が終わりました。何かご質問がありましたら、お受けいたします。ございませんでしょうか。

委 員： 今のこの事業に関してなのですが、どういう形でPRしていきますか。

事務局： 館内とか、市内の公共施設等に、トータルのポスターと、それから事業によっては、個別のポスター・チラシ等作りまして、PRをしていきたいと思っています。中央図書館などにも勿論ポスターを貼りますし、市民センターですとか、それからやはり近隣の小学校などにも、子ども用の事業がありますから、ポスターをお送りして貼っていただければなあと考えております。

委 員： ありがとうございます。

会 長： 他にございますか。それでは無いようですので、議題「(2) 清原図書館開館10周年記念事業の実施について」の報告は、終了といたします。

事務局： 会長、すみません。

会 長： はい、どうぞ。

委 員： 申し訳ございません。議題の1のところのことになってしまうのですが、本日は委員の中で、喉のお具合がよろしくないというようなことで、ご質問を予め私のほうでお預かりしましたので、そのことについて、説明を読み上げさせていただきたいと思っております。

会 長： はい、どうぞ。

事務局： お手元の資料の1の1ページ目です。歳入項目一覧のところをご覧いただきたいと思っております。内容につきましては、資料の弁償金の件でございます。一番下のところに、1万9,054円とございますが、こちらをもう少し詳しくということになります。資料の弁償金につきましては、先程申しましたように、図書館資料を破損あるいは紛失してしまったような場合に、東大和市立図書館運営規則の第11条というのがございまして、こちらで損害賠償の規定がございます。こちらに基づきまして、弁償金をその対象の方に求めるものでございます。平成27年度の1万9,054円につきましては、現金によって弁償していただいた分の合計額です。27年度につきましては、18件現金でのお支払いがございました。これとは別に、現物をご本人のほうでご用意いただいて弁償していただく、こちらが16件ございました。そのようなわけで、1万9,054円につきましては、現金分の金額を歳入という形で入れさせていただいているものでございます。それから、もう1点ございまして、こちらは、紙の本があまり売れなくなったというようなことを、その原因が図書館にあるとい

う声をみかけると心が痛む思いがしますが、図書館員の方はどのように思っているのか、皆さんでミーティングのようなものがあれば、その時に話題になさるのか、あるいは個々人で考えるに任せておられるのか教えてもらえますかというご質問です。こちらにつきましては、本が売れなくなったというようなことは、図書館が利用者を増やすために、リクエストが多い本を複数買い入れて、こちらを貸し出すことによって、いわゆる副本というように言っておりますが、これが原因ではないかというような指摘を受けていた時期もございます。多摩地域の公共図書館等の中でも、この副本の問題について共通の話題というようなことで話していた時期もございましたが、最近では、こういう話題については、少し沈静化してきていると言いましょいか、落ち着いてきている状況ではあります。原因としましては、電子書籍の普及ですとか、あるいは市民の活字離れ、こういったものも別の要因としてあるのではないかとというようなところが考えられています。東大和市の場合は、リクエストがほしい20件重なりましたら、次の本をもう1冊購入することを検討するというような考え方をしております。

また、それとは別に子どもたちへの読書活動の普及というようなことで、行事などの企画の際にも職員会議で、どうしたら利用が増えるか、こういったようなことは、検討させていただいております。以上です。

会 長： ありがとうございます。事前に資料は、お送りいただければ、このような質問が文書で出せるということですので、これからも事前に資料の配布をよろしく願いいたします。

4. 諮問 地区館の開館日及び開館時間等の見直しについて

会 長： 引き続きまして、議題「(3) 地区館の開館日及び開館時間等の見直しについて」を議題といたします。こちらにつきましては、中央図書館長から諮問書をいただくことになっております。

事務局： 平成28年10月25日東大和市立図書館協議会会長溝江澄子様、東大和市社会教育部中央図書館館長、當摩弘。諮問書、図書館法第14条第2項の規定に基づき、下記について貴協議会の意見を求めます。諮問事項第1号諮問、地区図書館の開館日及び開館時間等の見直しについて。諮問理由、地区図書館の開館日等については、利用者等から利用できる時間が少ないとの指摘を受けており、また東大和市議会においても見直しが求められている。また、東大和市長から教育長に対し、桜が丘図書館及び清原図書館について、指定管理者制度の導入（平成30年4月1日導入目途）の検討について依頼があった。こうしたことから、社会状況及び地域の実情に見合った開館日、開館時間等になるよう見直しを図るため。以上です。よろしく願いいたします。

会 長： では、皆様に諮問書をお渡しいただきたいと思います。只今、中央図書館長より諮問書をいただきました。諮問の内容について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 座ったままで失礼いたします。それでは、諮問の内容についてご説明いたします。今回の諮問の理由につきましては、諮問書にも記載しておりますが、補足させていただきますと、以前から市民等から図書館の開館日及び開館時間を増やすことについての要望を受けておりました。平成26年3月の市議会において、厚生文教委員会から東大和市立中央図書館事業の活性化についての所管事務調査報告が出され、その中で東大和市立中央図書館は、近隣市と比較しても休館日が多く、夜間開館の時間も短い傾向にある。中略しますが、今後市の努力を見守りたいが、改善できない場合は、指定管理者制度を導入した場合と比較検討を行う必要がある。選書業務は、図書館の生命線であり、指定管理者制度を導入した場合でも、直営で行うべきである。以下省略いたしますが、このような報告をいただいております。また、庁内の公の施設の管理運営のあり方について検討する組織が設けられ、図書館については、従前から検討の対象となっておりますが、この度、この公の施設の管理運営の在り方検討委員会の報告を受けられた市長から、教育長宛に具体的に地区図書館2館について、平成30年4月1日を目途に指定管理制度の導入の検討を行うよう依頼を受けたものであります。次に、本日机上配布させていただきました資料の内、東京都市町村立図書館長協議会からの資料をご覧いただきたいと思います。一番左側が通し番号と自治体名、次が全体の蔵書数、その次が自治体の中心館となる図書館の開館時間及び休館日について、その右側が分館・分室等の開館時間及び休館日となっております。相互利用しております市の事例で申しますと、通し番号の2番立川市についてですが、蔵書数は東大和市の約倍の96万7,000冊、開館時間は、児童書フロアを除き、平日は午前10時から午後8時まで。但し土日・祝日は、午後5時まで。休館日は、毎週月曜日と毎月第3木曜日、但し、祝日と重なる場合には、その翌日が休館日となります。分館につきましては、平日は、午前10時から午後7時。但し、土日・祝日は、午後5時まで。休館日は、毎月第2と第4の月曜日。但し、祝日と重なる場合は、翌日が休館日となります。なお、立川市につきましては、現在、中央館以外の地区館8館は、全て指定管者制度を導入しております。次に1ページをおめくりください。通し番号13番の東村山市です。蔵書数は東大和市の約1.5倍の73万3,000冊です。中央館の開館時間は、午前9時30分から午後8時までで、但し、土日・祝日は、午後5時までです。休館日は、毎週月曜日と毎月第4火曜日、但し、月曜日が祝日と重なった場合、及び7月、8月、12月の第4火曜日が祝日と重なった場合は、開館となります。地区館の開館時間については、午前9時30分から午後5時まで。但し、地区館によっては、週1回または2回、特定の曜日のみ午後7時まで開館としています。休館日は、毎週月曜日と第4火曜日。但し、7月、8月、12月の第4火曜日が祝日と重なった場合は、開館となっております。続いて1ページをおめくりいただき、通し番号21番、武蔵村山市になります。こちらは、蔵書数は東大和市の約3分

の2の30万8,000冊で、中央館の開館時間は、午前10時から午後5時まで。但し、毎週木曜日は、午後7時まで開館しています。また、7月と8月は、午前9時から午後5時までの開館となります。休館日は、毎月第1月曜日と第3水曜日となっています。地区館につきましては、開館時間は、午前10時から午後5時まで。休館日は、第1月曜日と第3水曜日となっています。相互利用の各市の状況は以上ですが、多摩地域全体の傾向としましては、開館時間については、比較的土日・祝日以外を午後7時または8時までとしているところが多いようです。但し、府中市につきましては、業務委託してはおりますが、午前9時から午後10時までとなっています。開館日につきましては、特定の曜日とその他1日としている自治体が比較的多いですが、月に3日程度の休館日としているところも複数あります。東大和市の状況につきましては、資料の図書館カレンダーをご覧くださいますと分かりやすいかと思えます。このような状況に鑑みまして、現在の地区館の特に開館日及び開館時間について、内容の見直しをすることについて、貴協議会委員の皆様にご意見を伺いたいと考えております。そして、見直しすべきとされた場合にも、経費等の増額が非常に難しい状況にありますので、その後の運営形態につきましては、指定管理者制度の導入の検討も必要となって参ります。この事につきましても、導入に関する疑問点、留意事項など協議会委員の皆様のご意見を伺った上で、速やかに対応して参りたいと考えております。本日、諮問させていただきました理由と資料の説明につきましては以上です。

会 長 : はい、ありがとうございました。ちょっと資料を確認しましたら、図書館から協議会に対して諮問が出されるのは平成13年度以来のようで、大変久しぶりだと思うのですが、諮問事項がなかったといえはそうなのかもしれませんけれども、私たちの協議会では、いろいろな運営とか、答申の内容について報告をいただいて、それに皆さん感じたことを質問をさせていただいてきたのですが、広い意味でいったら、そこも文書ではありませんが、諮問の範疇というように捉えるのは割合、一般的な理解になって来ていますけれども、今回諮問書が出されたということは、大変重要なことなのかなと、私自身は、この会をまとめるために感じたのです。だから委員の皆さんは、そのへんどうお考えなのかということもありますけれども、やはり大変なことである事には間違いないです。それはそういうことで、よろしいですか。

事務局 : 今回、市長から文書をいただいたわけですが、この内容につきましては、図書館協議会の皆様のご意見を伺いながら、検討していく必要があるというように判断をいたしました。図書館法にも、協議会の役割を書いております。その中では、当然、私ども検討する中では、皆様のご意見が非常に重要になると思っておりますので、今回、今、会長から平成13年以降の諮問というお話ありましたけれども、今回の諮問をさせていただくにあたりましては、非常に重要な内容であるという認識から諮問をさせていただいたということ

でございます。

事務局： 今、話があったとおりで、指定管理者制度につきましては、全図書館の中で、今かなり進んできて、15%近くが、資料にもよって若干数値の違いはございますが、大分、検討されたり、導入されて来ているものになります。東大和市も、かねてから指定管理者制度についての検討についてはあったところですが、なかなか、それに見合う改善が図れない状況のまま、ここまで来てしまったというのが実状です。そうしたことから、東大和市の図書館サービスのあるべき姿、この辺をもう一度確認して、その実現に向けて、合わせて検討していきたいと考えております。本日の資料としては、非常に少なく、なかなか判断しにくい部分が多いかと思うのですが、とりあえず現状というところで、お示しさせていただきまして、後は、ご意見等を伺いながら内容を詰めさせていただければと考えております。以上です。

会 長： はい、分かりました。どうぞ。

委 員： 不勉強で申し訳ないのですが、この指定管理者制度というのは、制度的にどういうものか、私よく存じ上げないので、お伺いします。

会 長： はい、どうぞ。

事務局： 指定管理者制度、インターネット等見ますと、かなりいろいろな表現の仕方をされてございます。今日は、これをまとめたものは机上には配布させていただいてはいないのですが、簡単に申し上げますと根拠法令です。こちらにつきましては、地方自治法の第244条の2第3項に、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、当該公の施設の管理を行わせることができると、このように規定されております。対象となる事業者は、各種の会社ですとか、あるいは企業、一般企業、あるいはNPO法人、こういったところが契約の対象、事業者となります。それから、この目的ですが、こちらにつきましては、市の行う事業の管理の代行というような位置付けになるかと思いません。ですので、契約というよりは協定を結んで、事業を行っていただくというような形です。手続きとしましては、議会の議決事項となり、これは行政処分になります。その際は、協定書の取り交わし等も行われることとなります。メリットとしましては、処分性のある行為、例えば使用の許可といったことも管理団体にお任せすることが可能になるということになります。それから、デメリットとしましては、通常、この契約の期間が、だいたい3年から5年で結ばれることがほとんどです。こういった面では、事業の継続性が担保出来ないのではないかと、ご指摘を受けているところです。それから、そこで働かされている職員の身分、こちらが不安定になる。どうしても人件費の節減というようなところに行くことが多いので、そういった面では、離職率ですと

か、そういったこともありまして、身分が不安定になる可能性が高いということが指摘されています。それから、あと図書資料にどうしても偏りが見られる場合があるということがございます。これはやはり一番貸出し数の、そういった面を稼ぐと言いますでしょうか、貸出し数を増やすためには、リクエスト等の多い本、こういったものを集める恐れがあるというようなことがあります。その場合に、選書ですとか、あるいは、除籍などのところには、いろいろ影響が出てくるという意見も聞かれるところです。簡単ですが、以上でございます。

会 長： 他にご質問あるようでしたら。

委 員： もう1点だけ確認をお願いします。桜が丘図書館と清原図書館だけと考えていいのですか。中央図書館は、関係ないのですか。

会 長： 地区館だけでよろしいですか。

事務局： 今回は、桜が丘図書館と清原図書館ということに限らせていただいております。

会 長： どうぞ。

委 員： この文書の形式ですけど、1枚目の正式な諮問書というのは、図書館長から協議会の会長宛に協議会の意見を求めますということで、諮問の形をとって答申をするということですよ。

事務局： はい。

委 員： 日にちはいつまでというのも、ここ書かれていませんけども、これは後でおっしゃっていただければ結構なのですけども、これは諮問答申だと思っているのですけども、2枚目、これは市長から教育長宛に検討してくださいと依頼が出ています。その文書を今、読み上げて会長は受け取りましたけども、貴職におかれましてというのは書かれていますが、これは教育長の意味ですよ。だから、これをどういうふうに取り扱った方がいいのですか。これ教育長宛の文書を今、ここで会長に読み上げて渡されたということは、諮問したということでもいいのですか。単なる内部組織で、検討して見てくださいというような、そんな形でしょうか。

会 長： どうぞ。

事務局： 諮問書につきましては、この協議会への諮問につきましては、ここにもございますように、図書館法で図書館長から協議会へということになっておりますので、1枚目のこちらの諮問書については、その形式を取らせていただいております。2枚目のこちらの写しということで、こちらは、資料的な意味合いで付けさせていただきます。何故かと言いますと理由の欄に、市長から教育長宛に通知をいただいているということでご案内しておりますので、その内容について、口頭というよりは、こういう内容ですとお示したほうがより分かりやすいということで、お渡ししておりますので、こちらは資料という形で見ていただければ。

委 員： 要するに答申とか何とかにしないでいいということで、意見があったら言っ

てくださいと、そういうことですね。分かりました。そういうことですので。

会 長： 今のご質問によると、答申書は出さなくてよろしいのですか。

事務局： 1枚目の協議会宛の諮問文につきましては、こちらは諮問ですので、答申書をお願いしたいと思います。

会 長： どうぞ。

事務局： 委員からお話しただいて、お答したとおりですが、私から再度、確認の意味も含めてお話をいたします。2枚目の今、資料といったものは、本年8月に市長から、教育長に平成30年4月を目途に、導入目途として、教育委員会の中で指定管理者導入に向けて、検討をしてくださいという内容のものであります。これに向けて、教育委員会、図書館では検討していくわけなのですが、検討にあたっては、私ども図書館としては、協議会の皆様に意見を伺いながらやっていく必要があるという考えを持ちまして、図書館長からこちらの協議会の会長に諮問をさせていただいたということでございます。そのため、その皆様の諮問を受けられた後、ご検討ご審議いただきまして、答申書という形で、図書館長に今後、答申をしていただきたいとそういう内容でございます。よろしいでしょうか。以上です。

会 長： 分かりました。委員の皆様も、ということで受け止めていただいて、この後の会議を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。まだ他にご意見、この所はということがあるようでしたら、どんどんお出してください。

事務局： 先程委員から、答申の時期というようなことでお話ございましたが、ここには答申の期限は定めてはございませんが、市長から依頼の文書の中では、平成30年4月1日の導入を目途と記載されておりますので、こちらの期日、こちらを対象に考えていきますと非常にタイトな状況になりますので、できるだけ早くご意見を伺えたらと考えてございます。以上です。

委 員： そうしますと、逆算していきますと本当に検討する時間というのは無いです。そういう中で、答申を出せというのは、とても乱暴なやり方ではないかなというように感じています。先程、委員もおっしゃったように、まず、指定管理というのは、どういうことなのか。それから、地区館2館を指定管理にして、どういうふうに変わっていくのかという、そういう予測も立たなければ、良いですよ、悪いですよというお話は、できないことだと思うのです。そうしましたら、まず、私たち協議会委員がきちんと、そのことを勉強するということはとても大事なことだと思います。そういう情報を持っていらっしゃる方がもしいらっしゃれば、そういうものを出していただきながら、私たちが本当にきちんとした答申が出せるような、学習会ということは絶対必要だと思います。正直言って、いろいろな噂は聞いています。指定管理で失敗したところもあれば、戻したところもあれば、それからとんでもない話になっているなどという、でもそれは私たちはニュースとして知っているだけであって、実状というものをきちんと把握できていません。そういう中で、きちんとしたものを揃えた上で、

この協議会委員10人がきちんとお話し合いをして、東大和市として、地区館2館をどういう方向に持っていくことがいいのかという、そういう話し合いの場というのは、やはり何回か持っていただかないと、簡単に答申しますとは、お返事、会長としても、できないのではないかなというふうに思うのですけれども、どういうものでしょうか。皆様はいかがですか。委員の他の皆様は。

会 長： 委員、どうぞ。

委 員： 私は、多分、民間の活力を導入するということは、経費削減とかいうことが中心だと思うのですけれども一つは、これが中央図書館に及ぶというようなことがあるのかどうかという危惧もありますし、それから、やはりもう少し時間をかけて、ゆっくり検討したほうが良いというふうに、私個人的には思います。

会 長： 他の委員さんは、いかがでしょうか。どうぞ。

委 員： 今、皆様の意見聞いて、やはりちょっとこれだけの資料で、話し合うというのは、とても難しいと思いますので、本当に市がどういう方向に向かって、これから図書館の運営を考えていらっしゃるのかということですか、やはり先程お話しありましたように、他の自治体さんでやっていたことが、どういう経過で、どうなっているのかという資料も含め、もう少し話し合いをする段階には、この資料だけだととても出来ないですけど、それを自分たちで集めろというのは、少し乱暴な話ではないかなとは思いますが、どのようなものでしょうか。

会 長： どうぞ。

事務局： 本日の資料は、決して十分というか、本当に現状の部分だけのものをご紹介したということになります。こういった状況になっているということ、まず、ご理解いただきまして、ご意見をいただくにあたっては、こういった資料を今後必要になるというような、只今いただいたような他市の状況とか、そういったものをご意見いただければ、そういったものを至急整えて、整えられ次第、皆さんに情報提供させていただいて、それぞれ共通な認識に立てるような形で、準備していきたいと思っておりますので、こういった資料が必要、あるいは、こういう疑問があるというようなことをいただければ、それについて、早急に対応していきたいと考えておりますので、ご意見いただきたいと思っております。

会 長： どうぞ。

事務局： その資料を情報提供していく中には、今後來館者にアンケートを、利用者の声を聞いていきたいと思っております。そういうアンケートを、まだアンケートは出来ていないのですけど、そういう中でやはり利用者の声というのでも聞いていかなければいけないと思っておりますので、それも今後、ある程度丁寧にアンケートを取りまして、その集約についても協議会の委員の皆様にご提示できるように、ご用意もしていきたいと思っております。以上です。

会 長： はい。他の委員さん、意見ございませんか。どうぞ。

委 員： 私は皆さんと同じで、指定管理者制度については、不勉強でよく分からない

のですが、そもそも指定管理者制度導入有りきで話し合うものなのか、開館時間ですとか、諮問書にあるとおりの開館日や開館時間の見直しがあって、こういうサービスの向上が求められる、もう少しこうあって欲しいということがあって、それがでも現状では無理だからということで、そういう順序でよろしいのですよね。

会 長： どうぞ。

事務局： はい、そうですね、平成26年3月の厚生文教委員会の中の所管事務調査の中では、2年ほど前になると思いますが、こちらで現行のサービスの内容の見直しが図書館自体でできないようであれば、指定管理者の導入についても検討するよというふうなご意見等いただいているところです。そのまま、現状に至って改善等が図れない中で、今回、この指定管理という制度の導入の検討について通知がされたわけなのですけれども、図書館としては、十分な検討というのでもできないような状況のまま来ておりますので、更に、図書館独自で、その開館日の改善というのは、なかなか厳しい状況だと考えております。どうしても、新たな職員の増員ですとか、そういったものが必要になってきますので、そうしますと、現状の経費の中で収めるというのは、非常に難しいと考えております。その中で取れる制度といいますと、やはり指定管理者制度とか、後は、一部業務委託などというのがありますが、今回、市長からの通知では、指定管理者制度の導入の検討ということで、お話がありましたので、担当の職場としましては、指定管理者制度の導入を、まずは念頭に置いたような形での検討を進めるべきかなと考えております。

会 長： はい。どうぞ。

委 員： 指定管理の場合、かなり事が大きいわけですね。中身も難しいし、事も大きいわけで、この2館の開館時間、開館日の問題が解決すれば導入しなくていいというのであれば、まずそこのところを切り離して、こんな改善をしたらどうでしょうかというのが先に出て、それが充分に応えていないから指定管理だというのは、その次の判断をいただいてからじゃないですか。まず、指定管理について検討するといったら、簡単には、1回、2回の会合では、なかなか勉強も出来ないし、答えも出ないと思います。この文書を見ても、この諮問理由の、また云々というのは、直接下の文章に関わっていないでしょう、これを見ても。こんな依頼があったと。こうしたことからという状況説明にしか過ぎないから。この諮問の中心主旨は、社会状況及び地域の事情に見合った開館日、開館時間等になるように見直してください、それについて意見を頂きたいとそういうことですから、指定管理そのものまで踏み込んで、最初からいきなりいいんじゃないでしょうかなんていうことには、多分ならない。2段構えの諮問というふうにとったほうが、道筋もおおるし、実際の勉強もそこまでだったら割りかし簡単だけれども、指定管理までは、ちょっと時間が足りないかなとそんなことを思います。以上です。

会 長： 私も説明を伺いまして、まず現在の地区館の開館日及び開館時間について内容の見直しをするという諮問内容がひとつと、それを見直した後、やっぱり直営とかいろいろなことが難しくなった時に、経費の増額は難しいから、指定管理者制度の導入の検討をと、2つの諮問を出されているように受け止めたのですね。まず、見直しをしなければ、それで済めば、指定管理の話とかは、今、おっしゃたようなことかなと。私は諮問書をいただいて考えていたのですが、整理しないと、間違ってしまう。大変な事を諮問されているというのは、ここにおられる委員さんはそれは充分に感じておられると思いますので、ここで、こうしていったほうがいいのではないかというご意見がありましたら、是非お出し頂いて、次の会議に繋げていきたいのですが。大変なお役をしなければなりません。どうぞ。

委 員： 非常にとまどいと驚きというか、かなり大きなテーマだと思います。次第には、開館日及び開館時間の見直しとありましたので、特に資料も付いておりませんでしたので、私、地区館の見直しというのだから、少し伸ばしたりするのかなというそういった程度の認識で今日参りましたので、ちょっとここで資料も無く議論というのは難しいかなと思います。他の委員からもありましたけれども、直営で、改善がどのくらい出来るのか、出来ないのかといったことも良く分からないですし、昨年の決算のお話しを前段で伺いましたけれども、臨時職員ですとか、そういった方の、予算というのがこういう形で使われているというの伺いました。ですので、予算的に整備して行って、多少の増額で、どうにかなるというのならば、そういう選択肢もあったりするのかなと、何かその辺りも良く見えないので、正に2段構えかなと。直営がどうなるのか、出来るのか、出来ないのか。その上で、指定管理という重たい話をご検討するのかなという、そういうことがないとなかなか整理されないような気がします。時間の都合ということもあるとは思いますが、単純にここで、次回までという話にはならないかなと。もう少し資料が出て、それを検討してというスケジュールがどうしても必要な気がします。

会 長： まだ他にご意見があったら、ぜひお出し頂いて、整理しながらやっていかなければならない大変大きな課題をいただいてしまったということです。どうぞ。

委 員： 簡単な質問ですけど、公の施設の管理運営のあり方検討委員会とありますが、これはどこが所管なのでしょう。

事務局： 今おたずねがありました公の施設の管理運営のあり方検討委員会、こちらは市長部局の企画財政部で所掌する会議でございまして、これは図書館のことだけやっているわけじゃなくて、市の施設全般に渡って、例えば市民センターとか、それから社会教育部で言えば、公民館や博物館。こういう市の公共施設において、民間活力の導入について検討をしている会議でございまして。この会議には私も、委員として出ております。これまで私もこの職場に来て7年経ちます

けども、この会議には出ております。そういう中で、図書館での指定管理者の導入や業務委託もそうですけれど、メリット、デメリットの説明をしてきたこともございますし、これまでもその会議で、先進事例の紹介も出ておりましたし、そういうことを検討する会議でございます。その会議で、これまでの検討も踏まえて、本年8月に、会議の中で図書館に関する方向性を出したと。その方向性を会議が市長に報告をし、今回市長が文書を出されたという流れでございます。以上です。

委員： この検討委員会というものは外部のものですか。

事務局： いえ、役所の中の会議でございます。

会長： 他にご意見ございますか。年間3回しかない定例会の中で、2回目の会議に、他の議題と一緒にこれだけ大きな内容のものが出されたということで、先ほどご発言にありましたけれども、時間をかけてやらなければ、きちんとした館長の諮問機関としての協議会委員の責務が果たせない。市民の代表でもありますし、きちんと諮問に取り組んで、お答えを出すためには、時間とかいろんなものが足りないなって、皆さんのご発言から私は感じるのですが、まだご意見、ご発言のない方、もしご意見ありましたら。どうぞ。

委員： なかなか難しい問題だと思うのですが、やっぱり、多分予算的に難しいというのが一番大きいところなのかなと思ったりするのですが、清原なんかを見ると、休館している日が結構多かったりして、お使いになる方がこれを不自由に思っちゃるのか、これでも良いのか。ただ本館が基本的には市が存続していくのがいいかなと思っているのですが、何と言いますか、民間の力を使うと、切磋琢磨して努力は確かにするのですが、やれる限界というところもあったりして、そのところがすごく複雑なところがするのですが、ただ今の若い方達がどれだけどういうふうに図書館を使うか。昔は調べ物があれば、みんな図書館に来たのですが、今は皆様インターネットを使いになり、あっという間に調べてしまう。そういう時代の中で、図書館をどういう位置付けで、市の皆様がご理解していくか。特に若い方々が、それをどのように思っちゃるのか。その辺のところを私も分かりかねるところもあるし、委託で、以前市の保育園だったところを民間となり、その時にすごく民間はたたかれましたので、質の低下というのを一番言われたのですが、だから必ずしも、そのことが悪いかどうかというのは、私もよく分からないのですが、使う方にとって、その事が、とても便利になったりということも、清原や桜が丘がどの程度の、スペース的には桜が丘も大変狭いですから、どうなのかなと思ったりもするのですが、ただこういう図書館とか、そういう大きなものは、この国の機関というか市の機関が、おさえてるところの大切さとかもあったりもするので、一概に言えないところがあって、やっぱり時間をかけたら、どうかなるかわからないのですが、でもやっぱり、軽々に、軽はずみには自分の意見を言うのは難しいかなと、今聞いていて思いました。

会 長： はい、ありがとうございます。どうぞ。

事務局： 今回市長からこういう文書が来まして、私ども検討していく中で、大事なことは、これは経費の削減ではないということです。そうではなくて、あくまでもサービスの向上。8万6千人の住民の要望に答えていく。市民からの要望がありますし、いろんな方から要望を受けてきているのは事実です。そういう中で、やはり住民全体のサービスを、少しでも向上するためには検討をしていかなければならないと思っております。議会の方では、平日の祝日開館、こういうこと、そういう小さいと言ったら語弊がありますが、そういう部分からでもできないかと、開館できないかということもあるのです。それすら、私ども担当部としては、人が増えない、お金も増えない、そういう中で、これ以上のサービスの向上は難しいです。言ってみれば出来ないのですと、困難なのですという答弁をずっと繰り返してきています。そういう中で今回、市長から文書が出ていますので、この機会にそういう住民の要望、そちらの方に対しても応えていけるかなとは思っていますので、これからいろいろなところを、調べて検討していきたいと、そういうところでございます。以上です。

会 長： この協議会としましては、やはり事務局のお話しですとか、これまでに市民の方の要望で開館時間を増やして欲しいという話が届いておりますので、まず、段階として諮問に対する答申をあげるにあたり、そういった意見や今おかれている地区館の状況、まず、サービス向上の見直しを考えるための検討を第一段階にしまして、提案ですが、だめならばそれに変わる何かで、方法はないかというふうに一步一步上がって行かないとだめかな。いろいろな良いことも悪いことも、全部含めて私達の協議会としては、どう考えるかというのをまとめないといけないのかなと思っております。いろいろな意見があって、それで当然だと思っておりますので、責任を持って答申を終えるのであれば、納得してあげていかないといけないなと思っております。皆さん、いかがですか。ご了解いただければ、今後のスケジュール調整、突然今日出されていつまでにみたいなすごいスピードで言われているのですけれど、その辺の調整はいかがなのでしょう。皆さんどう思いますか。任期2年の内もう今日で2回目の会議です。残り来年のもう1回、次の1年の3回しかない。でもそれで、この大きな諮問内容に結論やまとめが出せるでしょうか。皆さん自分の身に置き換えてそれをどうするか、ちょっとご意見を頂きたいのですが、スケジュールの調整が必要ではないかと思うのですが、皆さんの今までのご発言を聞いていて。先程も答申書をあげる時期は決めてないというお話ではありましたが、はい、どうぞ。

事務局： 只今、会長からスケジュールのお話しをいただいたのですけれども、具体的なスケジュールというのは、厳しい状況になっておりまして、現在この諮問書の中にも、特に期限は書かせていただいております。ただできるだけ早くという言葉で表現させていただいているのですけれど、そのためには、ただ今、検討にあたっては、こういった資料が必要、こういう部分が疑問というような

ことをいろいろご意見いただきましたので、それを至急こちらで資料を整えさせていただいて、随時資料を提供させていただきながら、できるだけ早く次の審議等の時にはある程度、情報の共有みたいなものが図かれた中で進められれば、非常に難しい中でも、少しずつでも時間を短縮してやっていけるのかなと思います。本日は本当に状況だけしかご案内していませんので、いくつかこういった資料がというようなお話がありましたが、こちらはできるだけ早く整えられるようにして参りたいと思います。

委員： 他の委員の皆様はどうでしょうか。大変苦しいところですがけれども、次の会議というと2月ですね。

事務局： 今年度はもうあと1回。

委員： 今、10月ですね。

事務局： 先程もありましたけれど、市民、利用者の意見、こういったものを収集するような期間も必要になってまいりますので、やはり2月頃になってしまうのかなと考えています。

会長： なかなか厳しい、こういう会議をできるだけ、クリアな状態で、オープンな状態でできるといいのですけれども、委員の皆さん、年間の3回の会議の日程でお引受けになっている方もいらっしゃるかも知れませんが、初めて委員になった方もいる中で、学習会など重ねないと無理ですので、出来るだけ頑張るにしても、この後の運営については協議をしないと、大事なことを請け負うのに対して、ボランティアでというのも大変、私も立場上で苦しいものがありますので、そういったことも含め協議を、正副会長と館長でさせていただく形で、今日皆さんには、ご意見があったらそれは出来るだけお出しただいて、それを持って取り組みしたいと思うのですが、いかがですか。何かこんなふうにといいご提案があったらそれも聞いておきたいのですけど。何か資料を用意していただくにあたって、こんな資料というのがございましたら、それを言っていたきたいと思うのですがございますか。地区館のサービス向上の見直しを図るために、私達が考える時にどんな資料が必要か、それは事務局にご用意していただく過程もありますので。

委員： すみません、本当に今日出されて今日欲しいものがあったら言ってくださいって、これとっても乱暴なお話で、今会長から提案ありましたように、皆さんから1週間くらいの間目途で、こういう資料が欲しいというものを出していただいて、それを図書館の方で準備していただいて、私達2人時間取りますので、皆さんに全員というわけにはそうそういかないと思いますので、少し時間を取らせていただいて、いろいろやりとりをして、それをまた皆さんにお伝えして、またそれに対して質問をいただくみたいな、そういうやりとりを何回かさせていただいて、2月に向けて持っていくというのはいかがですか。ただ2月答申というのはとても乱暴だと思いますので、来年に向けてやはり時間を少し取っていただかないといけないことだと思いますので、その辺の日程的なことも含

めて考えていかないといけないなど。やっぱり今日出されて、いろいろ意見言ってくださいってこれはとてもじゃないですけども、本当に無理難題です、と思いますのでいかがでしょうか。

事務局： 今、おっしゃられるとおりで、本当に本日は時間の関係で、資料が十分なものをお出しできなかったというのは大変申し訳なく思っているのですが、追加の資料につきましてはまたお気づきの点とかございましたら事務局の方へ申し伝えただけならば、できるだけ早く整えるような形で、準備させていただきたいと思いますので、ご容赦いただきたいと思います。よろしくお願いします。

会 長： そういうことで、また皆様に何かお願い事が行くかもしれないけれど、その時はぜひ協議会の委員として答申を上げるために、ご協力をお願いいたします。それでは議題3の「(3) 地区館の開館日及び開館時間等の見直しについて」は、本日はここまでとさせていただきます。

5. その他

会 長： 最後に議題「(4) その他」についてを議題といたします。事務局からお願いします。何かございますか。はい、事務局よろしいですか。

事務局： その他については特にありませんので、次回の日程を組んでいただければと思います。よろしくお願いいたします。

会 長： それでは次回の開催日を確認したいと思います。

6. 閉会

会 長： それでは本日予定していた議題はすべて終了いたしましたので、これをもちまして「平成28年度第2回東大和市立図書館協議会」を閉会といたします。お疲れ様でした。